

地域周遊「おもてなしパスポート」事業業務 企画提案審査要領

1 基本的な考え方

企画提案の審査にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、委託する業務の目的が達成できるよう最適な事業者を選定すること。

2 審査者

審査者は箕輪町の職員6人以内とし、商工観光課において選出する。なお、審査者氏名の公表は一切行なわない。

3 提案に対する評価

次の評価基準に基づき審査する。

評価項目		配点	
提案者に関する評価	会社概要、業務実績等	5	10
	プレゼンテーション評価	5	
企画提案に関する評価	企画・内容	20	70
	人材確保に向けた広報手段の妥当性	20	
	事業の成果普及に向けた広報の妥当性	20	
	事業実施体制の妥当性	10	
独自提案に関する評価	契約の範囲内で行う独自提案	10	10
見積金額に関する評価		10	
合 計		100	

評価は各項目に対してA～Eの5段階で行う。

A：配点×1 B：配点×0.8 C：配点×0.6 D：配点×0.4

E：配点×0.2

4 受託候補者の決定

評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、第1受託候補者が辞退等した場合は、次に評価点の合計が高い提案者を受託候補者とする。なお、合計点の高い者が2人以上ある場合には次により受託候補者を決定する。

(1)「企画・内容」の評価点異なる場合はその評価が高いものを受託候補者とする。

(2)「企画・内容」の評価点が同じ場合、「事業の成果普及に向けた広報の妥当性」の評価が高いも

のを受託候補者とする。

- (3) 「事業の成果普及に向けた広報の妥当性」の評価点と同じ場合、「人材確保に向けた広報手段の妥当性」の評価点が高いものを受託候補者とする。
- (4) 「企画・内容」、「事業の成果普及に向けた広報の妥当性」、「人材確保に向けた広報手段の妥当性」の評価点と同じ場合は、本事業に関係のない箕輪町職員にくじ引きをさせ受託候補者を決定する。